



監査報告書

平成27年5月18日

学校法人 明照学園
理事会 御中

学校法人 明照学園

監事 高村利久 

監事 山口正久 

私たちは、私立学校法第37条第3項第3号及び寄付行為第14条第1項第3号の規定に基づき、当法人の平成26年度の業務及び財産の状況について監査報告を行うため、財務の執行状況について監査を行ったほか、日常の学校行事や法人役員会への出席等により業務及び財産の状況の把握に努めたところ、業務については法人の設置目的に合致し適切に運営されているとともに、財務の執行は関係法令等に基づき適切に執行され、決算書は経営の状況及び財政状況を適正に表示しているものと認められました。


以上

監査報告書

平成27年5月18日

学校法人 明照学園
評議員会 御中

学校法人 明照学園

監事 高村利久 

監事 山口正久 

私たちは、私立学校法第37条第3項第3号及び寄付行為第14条第1項第3号の規定に基づき、当法人の平成26年度の業務及び財産の状況について監査報告を行うため、財務の執行状況について監査を行ったほか、日常の学校行事や法人役員会への出席等により業務及び財産の状況の把握に努めたところ、業務については法人の設置目的に合致し適切に運営されているとともに、財務の執行は関係法令等に基づき適切に執行され、決算書は経営の状況及び財政状況を適正に表示しているものと認められました。

以上